

【この用紙は「農園利用申込書」のご記入前に必ずご覧下さい。】

農園利用心得（特定農地貸付事業） J A あいち海部農園 甚目寺

あいち海部農業協同組合（以下、当農協といいます。）が運営する農園は、野菜や花を栽培することにより自然とふれ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的としています。

当農協の農園を利用される場合は、次の事項をお守りいただくことになります。

1. 利用期間

農園を利用できる期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、年度途中の利用開始でも令和9年3月31日までとします。尚、期間の継続をしない場合、利用可能日は令和9年3月15日までです。継続を希望される場合は2月末日までに申し、当農協が許可後に契約当初の期間から累計して最長5年間まで継続利用を可能とします。

2. 利用時間

農園を利用することが可能な時間帯は、原則として日の出から日の入（日本気象協会が情報提供する愛知県内における観測地の日の出または日の入時刻）までとします。

3. 利用環境など

- （1）農園の利用区画の位置変更は原則出来ません。尚、利用区画により土壌などの状況が異なる場合があっても、著しく使用が困難な場合を除き区画の位置変更は出来ません。また、土壌による作物などの影響（前利用者の使用状況による影響を含む）について、当農協は一切の責任を負いません。
- （2）利用が出来る範囲は、許可された農園内の利用区画、共用部分（通路、簡易井戸施設）とする。ただし、簡易井戸については現在使用を中止しています。（修繕予定もありません）

4. 利用者の環境など

- （1）利用者は、常に他の利用者の迷惑とならないよう農園を使用して下さい。
- （2）利用者は、利用区画およびその周辺（区画以外の通路となる部分を含む）の除草に努めて下さい。また、使用区画内においては整理整頓を心掛けて下さい。
- （3）収穫後の残さ、ゴミなどは必ず持ち帰って下さい。
- （4）農具、肥料、農薬、貯水の為の桶などは常時置けません。但し、当農協が事前に許可した場合は一定の期間は置く事を可能としますが、盗難などの責任は負いません。
- （5）当農園に駐車場およびトイレの利用設備はありません。

5. 禁止行為

農園を利用するにあたり、利用者は次のような場合は利用が取り消しされる事がありますので、ご注意下さい。

- （1）野菜・草花以外の栽培を行うこと。契約期間内に収穫することができない野菜・草花を栽培することや、樹木・果樹など永年性の植物や作物を育てること。
- （2）農園敷地内および利用区画内に工作物を設置すること。
- （3）農園内で火を使用すること。（焚き火などを行なうこと。）

【この用紙は「農園利用申込書」のご記入前に必ずご覧下さい。】

- (4) 農園を契約者以外の者に譲渡、転貸すること。
- (5) 農園の利用を営利目的で使用するこゝと。
- (6) 農園の利用を正当な理由無く3ヶ月以上怠ること。
- (7) 農園の利用目的以外の使用や必要としない物の搬入を行うこと。
- (8) 農園の利用区画内で病虫害の防除を著しく怠ること。
- (9) 農園の利用区画内で大きな山を盛ること、穴を掘ること、畑土を搬出すること。
- (10) 農園内の共用部分および共用とみなされる部分に私物を置くこと。
- (11) 他利用者や近隣住民に迷惑となる行為(路上駐車、無断駐車を含む)をすること。
- (12) その他、当農協の指示、改善命令に従わず信頼関係を破壊する行為を行うこと。

6. 利用許可の取り消し

農園の利用者は、自ら貸出契約を解除した場合、または禁止行為に該当し当農協から利用契約を解除された場合は、貸出契約の終了後は当該農園の利用を一切出来ません。

7. 利用者間において

農園の利用者間において作業方法の違いや各種肥料、農薬の使用によるトラブルが起きないように、お互いに気を配りながら利用して下さい。万が一、トラブルが生じた場合は、当事者同士が責任を持って対処して下さい。

8. 損失補償など

天災、盗難、獣害および病虫害などによる農作物やその他資材などの損害について、当農協は一切の補償を行いません。また、農作業中の事故、利用者間や近隣住民とのトラブルに関しても同様に、当農協は一切の補償を行いません。

9. 現状回復および明け渡し返還

農園の利用者が利用を解約する場合は、期間満了の30日前までに(利用の取り消しの場合は直ちに)解約届を提出し、農園の利用区画を整理して初回の借り受け時の状況にした後、当農協の現地確認を受けるものとします。尚、確認後から期間満了まで耕作はご遠慮下さい。

10. 利用料金

利用料金は年間8,400円/1区画です。尚、利用料年間分の支払い方法はJ A口座(当農協口座の開設が必要)より振替します。また、期間の途中での貸付契約の場合は、開始月に応じて利用料金変動します。尚、利用料金は農園の利用中止または利用取り消しを受けた場合でも一切返金されません。

11. 損害賠償

農園の利用者に帰すべき理由で当農協の施設などに損害が生じた場合は、利用者はその損害を賠償していただきます。

12. 免責事項

農園内での事故、盗難、破損などについて、当農協は一切の責任を負いません。

13. その他

利用者が耕作するために必要な種、苗、肥料、農薬、農具、資材などは利用者の負担です。